

福山市ブロック塀等の安全確保事業補助の申請等の流れ

手続き	内容
① 事前相談	<p>ブロック塀等が補助対象に該当するかどうかの判断や申請手続きの内容等の説明を行います。</p> <p>ブロック塀等の高さや厚さ等が分かる図面や写真とブロック塀等の点検のチェックポイントをご持参ください。</p> <p>〈補助対象ブロック塀等の基準の例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀等の点検のチェックポイントで安全性の確認ができないもの ・ブロック塀等が通学路及び緊急輸送道路に面するもの ・道の地面からの高さが0.8m以上のもの 擁壁の上に設置されている場合は、塀の部分の高さが0.8m以上のものに限る <p>〈工事業者を選ぶ際の注意点〉</p> <p>補助金の交付対象の工事とするためには、その工事を行う業者が建設業法の許可を有している必要があります。</p> <p>なお、工事業者との契約(④)は、補助金交付決定通知(③)を受けた後でなければなりません。</p>
② 補助金交付申請	<p>次の申請書(様式第1号)と書類を建築指導課へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 福山市ブロック塀等の安全確保事業補助金交付申請書(様式第1号) <input type="checkbox"/> 補助対象ブロック等の所有者が確認できるもの(申立書等) <input type="checkbox"/> 申請者以外の所有者がある場合、その所有者の同意書(ブロック塀等の除却工事(建替工事)の実施同意書等) <input type="checkbox"/> 市税完納証明書(個人情報目的外利用同意をした場合、添付不要) <input type="checkbox"/> 補助対象ブロック塀等の付近見取図及び配置図 <input type="checkbox"/> 補助対象ブロック塀等の高さ、厚さ、長さ等を示す図面(立面図、縦断面図、横断面図等) <input type="checkbox"/> 補助対象事業に要する費用の見積書又はその写し <input type="checkbox"/> 現状写真 <input type="checkbox"/> 支払相手方登録依頼書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの(委任状等) <p>[建替の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ブロック塀等の除却後に設置する軽量フェンス等の設計図書(配置図、立面図、縦断面図、横断面図、基礎伏図その他形状を示すのに必要な図書)
③ 補助金交付決定通知の受領	<p>福山市より補助金の交付決定の可否について所定の書面で通知します。</p>
④ 工事契約・着手	<p>交付決定通知日以後に契約し、工事に着手してください。補助対象事業に変更があった場合は、変更承認申請書の提出が必要になります。</p>
⑤ 完了の実績報告	<p>ブロック塀等の撤去や建替工事が完了した場合、所定の実績報告書(様式第6号)及び添付書類を建築指導課へ提出してください。</p> <p>報告内容を審査し、適正の場合、福山市から補助金の額の確定を所定の書面により通知します。</p>
⑥ 補助金の請求	<p>所定の補助金交付請求書(様式第8号)を建築指導課に提出してください。</p>
⑦ 補助金の振込み	<p>福山市から補助金が、指定の口座に振込まれます。</p>

問い合わせ先

福山市役所 建設局建築部建築指導課 建築相談窓口担当

☎ (084) 928-1103 ✉ kenshi@city.fukuyama.hiroshima.jp